

信託業と信託会社等の業務範囲

学習院大学大学院法務研究科教授 神 田 秀 樹

元東京大学大学院法学政治学研究科特任教授 折 原 誠

一 目 次

はじめに

I 信託と信託業規制

1. 信託制度と信託法
2. 信託業と信託業法
3. 信託業と信託兼営法

II 信託業法の全面改正等と信託業

1. 信託業法の全面改正等
2. 新信託業法上の信託業
3. 信託兼営法の一部改正と信託兼営法上の信託業務

III 金融商品取引業・銀行業と信託業

1. 金融商品取引業（証券業）・銀行業と信託業の関係
2. 金融商品取引業者と銀行の業務範囲
3. 信託会社等の業務範囲

IV 信託銀行の信託業務

1. 信託業
2. 併營業務
3. 有価証券関連業務等
結びに代えて

はじめに

信託は、財産を移転して行う財産管理制度であり、財産の管理・承継を目的とする民事信託と財産の管理・運用を目的とする商事信託に大別される⁽¹⁾。信託会社および信託兼営金融機関（以下「信託会社等」という）は、それぞれ「信託業法」、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（以下「信託兼営法」という）に基づき、顧客のニーズや社会的要請に応じて、民事信託や商事信託を営業として行うほか、これらの信託業に付随または関連するさまざまな業務を営んでいる。

平成16年に信託業法が全面改正（新法制

定）され、その際に信託兼営法も一部改正されて信託業に関する規制法が整備された（信託業法は、さらに平成18年の信託法全面改正（新法制定）の際に一部改正されている）。信託業法では、信託引受業を「信託業」と定義した上で（信託業法2条1項）、信託会社の業務範囲について規定し（同法21条）、信託兼営法では、信託業法2条1項の信託業の定義規定を準用した上で、信託兼営金融機関の信託業務について定義することにより業務範囲を規定しているが（信託兼営法1条1項）、信託兼営金融機関（特に信託専門銀行⁽²⁾といわれる信託銀行）は多様な信託業を営んでいるので、その業務範囲に関する規定と実際の

業務との関係が分かり難い場合がある⁽³⁾。

信託業法が全面改正（新法制定）された際に多くの解説書や逐条解説書が刊行され、さまざまな解説がなされているが、やはり業規制（開業規制・行為規制）が中心であり、信託会社等の業務範囲にまで及んでいるものは多いとはいえない。特に、信託兼営法に関しては、その主要部分を信託業法の規定を準用するという形で規定しているせいか、信託兼営金融機関に関する特別規定の解説が主で業務範囲に関する解説はほとんどないといって過言ではない。我々の『信託法講義（第2版）』でも、わが国の信託の現状を踏まえて信託規制法を重視し、信託業法や信託兼営法のみならず、信託と金融商品取引法との関係についてまでも多くの頁数を割いて解説しているが、信託法の基本書としての性格や紙数の制約の関係から信託会社等の業務範囲の詳細な解説にまでは及んでいない。

そこで、信託業を本来の信託財産管理業として位置付けた上で信託会社等の業務の種類を整理し、さらに金融業としての類似性を有する金融商品取引業者や銀行の業務範囲との比較検討を通じて信託会社等の業務の種類・範囲を定め、これに基づいて信託銀行が実際に行っている多種・多様な業務との関係を整理することにした。その意味では、本稿は、『信託法講義（第2版）』の追補としての意味合いを有するものであるといえる。

I 信託と信託業規制

信託は、財産を移転して行う財産管理制度であるので、信託財産管理行為を営業として行うこと、すなわち信託財産管理業が信託業であると考えられるが、信託業法では、「『信

託業』とは、信託の引受け…を行う営業をいう。」と規定して（信託業法2条1項）、信託の引受けを営業として行う場合を信託業としている。

これは、信託業は信託財産管理業であることを当然の前提とした上で、委託者・受益者保護の観点から受託者たる信託会社に対して必要な規制を行うために、信託会社が受託者になる行為、すなわち信託の引受行為を規制対象とし、それを営業として行う場合を信託業として、信託会社に対して業規制（開業規制・行為規制）を行おうとするものである。

受託者たる信託会社が信託の引受けを行えば（受託者に就任すれば）、当然に信託財産管理行為を行うことになるので、あえて信託財産管理業を信託業として規定していないということであって、信託業は、信託会社が受託者に就任して信託財産管理業を営むことを指すことになる。このような信託業を営む信託会社に対して業規制を行うのが信託業規制であり、信託引受業のみを対象として業規制を行うというものではない。このことは、信託引受業のみならず、信託財産管理業についても業規制している信託業法全体から見れば明らかである。

1. 信託制度と信託法

(1) 信託制度

信託は、財産管理制度の1つであり、財産を移転して行う財産管理制度であるところにその特質がある⁽⁴⁾。委託者は、信託目的を定めて自己の有する財産を受託者に移転し、受託者は、その財産を信託財産として信託目的に従い受益者のために管理・処分等を行う。受託者は、信託財産の所有者（権利者）となるが、自己のためではなく受益者のために管

理・処分等を行わなければならない、そこから得られる信託の利益は、受益者が享受する。

このように、信託は、受益者のための財産管理制度であるから、信託財産は受託者の所有に帰属することになっても、受託者自身の財産である固有財産や他の信託の信託財産とは別なものとして取り扱われ（信託財産の独立性）、受託者は信託財産を信託目的に従って受益者のために管理・処分等を行う厳しい義務と責任（受託者責任）を負う。

(2) 信託法

このような信託の特質を踏まえて、信託法では、信託財産の独立性に関しては、信託財産に対する強制執行や相殺の禁止、信託財産の受託者の破産財団への不帰属等が定められ（信託法22条・23条、25条）、受託者責任に関しては、受益者に対する善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務、帳簿作成義務等の義務（同法29条～38条）と受益者に対する損失填補・原状回復責任等の責任（信託債権者に対する無限責任（同法21条）を含む）が定められている（同法40条～45条）。

信託は、信託を設定する設定段階、信託された財産の管理・処分等を行う運営段階、残余財産を残余財産受益者等に給付する終了段階に分けることができるが、信託財産の独立性確保措置や受託者に関する義務と責任は、主に信託の運営段階や終了段階に係るものであるといえる。信託を設定する設定段階に関しては、信託契約、信託遺言、信託宣言の3つの方法（「信託行為」（信託法2条2項）または「信託設定行為」という）を認めるが（信託法3条）、信託設定当事者である委託者・受託者に関しては信託設定に関する義務や責任を規定してはいない。

要するに、信託法は、信託契約、信託遺言または信託宣言の3つの方法を認めて信託の設定方法を多様化する一方、信託が成立した後において、信託財産の独立性を確保しつつ、受託者に対して厳しい義務と責任を課すとともに、受益者に受益権を与えて受託者を監視・監督させることにより受益者保護を図っているといえることができる。

2. 信託業と信託業法

(1) 信託業

1) 信託に関する行為

信託に関する行為としては、信託の設定段階では信託契約の締結、信託遺言、信託宣言等の信託設定行為があり、運営段階では信託目的に従って受益者のために行う信託財産の管理・処分行為（積極的財産管理行為）や信託受益権の譲渡等の行為があり、終了段階では、残余財産を清算するための管理・処分行為（消極的財産管理行為）がある。

これらの行為を整理すると、信託契約の締結・遺言信託の引受け等の取引行為⁽⁵⁾や信託受益権の譲渡等の取引行為（これらを「信託取引行為」とする）と、信託財産の管理・処分行為（清算行為を含む）（これらを「信託財産管理行為」とする）に大別することができる。信託財産管理行為は信託契約の締結や遺言信託の引受け等の信託取引行為に基づいて行われるという関係にあるといえる。

2) 信託業

信託業とは、信託に関する行為である信託取引行為または信託財産管理行為を営業として行うことであるから、信託取引業または信託財産管理業が信託業となる。

① 信託取引業

信託取引業は、信託取引行為を営業として

行うことであるが、信託契約の締結等（信託の引受け）には信託契約締結のほか、その信託契約の代理・媒介があり、それを営業として行うと、それぞれ信託引受業、信託契約代理業になる。また、信託受益権の譲渡等には、信託受益権の譲渡のほか、信託受益権の譲渡の代理・媒介があり、それを営業として行うと信託受益権販売業となる。

なお、信託受益権販売業に関しては、平成18年の金融商品取引法（以下「金商法」という）の改正により信託受益権が有価証券とみなされたことから、金融商品取引業である信託受益権売買等業務として金商法の業規制を受けることになり、信託業法から信託受益権販売業に関する規定は削除されることになった。ただし、信託受益権売買等業務は、信託業法上の法定他業の1つとされているので、信託会社（管理型信託会社を除く）は金商法上の行為規制は受けるものの、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく営むことができる（金商法65条の5第1項）。

② 信託財産管理業

信託財産管理業は、信託財産管理行為を営業として行うことであり、信託財産の管理・承継を目的とする民事信託の場合は信託財産管理・承継業（民事信託業）となり、信託財産の管理・運用を目的とする商事信託の場合は信託財産管理・運用業（商事信託業）となる。

(2) 信託業法上の信託業

信託は、財産を移転して行う財産管理制度であり、信託法では受益者を保護するために信託財産の独立性や受託者に対する厳しい義務と責任について定められているが、信託関係を発生させて受託者に信託財産管理行為をさせる信託設定行為については、3種類の設

定行為を認めて設定方法の多様化を図っているだけで、その設定行為を行う委託者や受託者に対して信託法上の義務や責任を課すようなことはしていない。

しかし、現実には、不特定多数の顧客である委託者（・受益者）と受託者である信託会社との間には情報量や交渉力等に格差があり、また、受託者は信託財産を自己名義で管理・運用するという大きな権限を有していること等から、委託者（・受益者）が信託会社を受託者として信託をするような場合には、委託者（・受益者）の保護をより一層図る必要がある⁽⁶⁾。

そこで、信託取引行為当事者である委託者および受託者のうち、受託者たる信託会社を規制するために、「『信託業』とは、信託の引受け…を行う営業という。」と定義して（信託業法2条1項）、営業として信託の引受けを行う信託会社に対して業規制（開業規制・行為規制）を行うことにしているのである⁽⁷⁾。

信託業の定義に関しては、平成16年に全面改正される前の旧信託業法には信託業の定義規定はなかったが、旧信託法6条において、「信託ノ引受ハ営業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス」と規定されていたことから、信託の引受けを営業として行うことが信託業であると解されていた⁽⁸⁾ことを踏まえて、新信託業法でもこのように規定したとされている⁽⁹⁾。

しかし、信託法の全面改正（新法制定）に関する法制審議会信託法部会において旧信託法6条の取扱いが検討された際に、この規定は商行為に関するものであり、信託業法上の信託業とは別ものとされて商法に移され⁽¹⁰⁾（商法502条（営業的商行為）13号となる）、新信託法では規定されなかったため、これを

新信託業法上の信託業の定義の根拠とするのは適当ではないと考える。

「信託の引受け」は、現行信託法においては、遺言信託の場合（信託法5条・6条）や新受託者の選任の場合（同法62条）等のように、受託者になろうとする者が当該信託の関係当事者でない場合において、当該信託の受託者に就任する行為（財産の移転を受けて信託財産の所有者（権利者）になる行為）を指す場合に用いられている⁽¹¹⁾。受託者は、信託設定行為に関して当事者である場合（契約信託の場合）とそうでない場合（遺言信託の場合）があるが、信託会社がいずれの信託の受託者に就任する場合についても規制することができるようにするために、信託の受託者への就任行為を指す信託法上の「信託の引受け」を信託業法上も用いたものと考えられる。

すなわち、信託契約は双方行為であるので委託者との合意により受託者に就任して財産の移転を受けて所有者（権利者）として信託財産の管理・処分等（信託財産管理行為）を行うことになるが、信託遺言は委託者の単独行為であり、信託の設定には関与しないので、利害関係人による信託の引受けの催告を受け、これに対して引き受ける旨の意思表示をして受託者に就任し（信託法5条）、財産の移転を受けて所有者（権利者）として信託財産の管理・処分等（信託財産管理行為）を行うことになる。これらの行為を受託者側からみれば、委託者との合意により、または利害関係人からの催告を受けて、信託の受託者に就任して財産の移転を受けて所有者（権利者）となり、信託財産の管理・処分等（信託財産管理行為）を行うということであり、契約信託および遺言信託の受託者に就任する（当該信託に係る財産の移転を受けてその所有者

（権利者）になる）一連の行為（事実行為を含む。）を信託の引受けとして規制対象行為とし、それを営業として行う信託会社について業規制（開業規制・行為規制）を行うことにしたものと解される。信託財産管理行為は、信託の引受けがなされれば当然に行われるものであるから、あえて信託業として規制対象となる行為としては規定しなかった⁽¹²⁾ということである。

このように、「信託の引受け」は、信託会社が受託者に就任して信託財産管理行為を行うに至るまでの一連の行為を指すものであり、信託の効力発生とは関係なく、信託の効力が発生していない段階でも規制対象となる。これによって信託法が適用されない段階から信託業法上の業規制が行われることになり、より委託者（・受益者）保護に資することになるのである⁽¹³⁾。

以上のことから、信託業とは、信託契約によって設定された契約信託または信託遺言によって設定された遺言信託の受託者に就任して信託財産管理行為を営業として行うことであるといえる。受託者が営業として引き受ける信託を営業信託というので⁽¹⁴⁾、「信託業法上の信託業とは、信託会社が営業信託の受託者に就任して信託財産管理業を営むことをいう。」ということになる。

(3) 信託業法上の業規制（開業規制・行為規制）

1) 開業規制

受託者たる信託会社は、信託法上厳しい義務と責任を負っているため、その義務と責任に応えられる能力・資力等を有する者でなければ適正な信託業務運営を行うことはできず、適正な信託業務運営が行われなければ委

託者・受益者の保護に欠けることになる。

そこで、信託業者を信託業を適正に行うことができる能力・資力を有する者に限定するために信託業の免許・登録制度が設けられ、内閣総理大臣の免許または登録を受けた者でなければ、信託業を営むことができないとされている（信託業法3条1項・7条1項）。

また、信託契約代理業は、信託契約の締結の代理・媒介を営業として行うことであり（信託業法2条8項）、信託契約代理店が所属信託会社に代わって信託契約の締結等を行うことになるので、信託契約代理業が適正に行われなければ、委託者保護、ひいては受益者保護に欠けることになるおそれがあることから、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができないとされている（信託業法67条1項）。

2) 行為規制

顧客である委託者（・受益者）を保護するために、すなわち、信託の設定に当たっては委託者を保護するために、信託設定後は受益者を保護するために、信託業法では受託者たる信託会社の行為規制に関する規定を設けている。

まず、信託設定時において、契約信託は、委託者と受託者たる信託会社との信託契約の締結によって設定されるが、信託契約を締結するに当たっての受託者の義務・責任は信託法では規定されていない。しかし、信託会社と顧客との情報量・交渉力等の格差から過度に信託会社が有利な信託契約となると、委託者の保護に欠け、ひいては信託設定後の受益者の保護に欠けることになるおそれがある。そこで、信託業法では、信託設定行為が適正に行われるようにするために、すなわち、十分な情報が委託者に提供されて適正に契約が

締結されるようにするために、信託法が規定していない信託設定段階から受託者たる信託会社を規制する。すなわち、受託者たる信託会社の信託の引受行為を規制対象行為とし、それを営業として行う場合を信託業として、信託業を行う信託会社に対して信託の引受に係る行為準則等（信託業法24条・24条の2）を適用する。

次に、信託設定後においては、信託法において受託者に対する厳しい義務と責任を課しているため、さらに信託業法で規制する必要性は低いと考えられるが、信託法は信託に関する私法上の法律関係を規律する一般法であり、原則として任意法規であることから、信託行為による別段の定めが認められる。しかし、信託会社の義務・責任に関する規定を任意規定とすると、信託会社と顧客との情報量・交渉力等の格差から過度に信託会社の義務・責任が軽減され、適正な業務執行がなされなくなって受益者保護にも欠けることになるおそれがある。そこで、信託業法において受託者たる信託会社の主要義務を強行法規として定めることによって信託行為の別段の定めによる受託者の義務・責任の軽減等を排除しているのである（信託業法28条1項・2項）。

また、信託業法上の行為規制は、信託業者に対する行政規制である。行政法規に違反すると罰則等の適用があることから規制の具体性・明確性等が要求され、信託法上の善管注意義務や忠実義務等の抽象的義務を具体的な行為の形で規定する行為準則（信託業法29条）として規定したり、あるいは義務の履行を確保するための体制整備義務（同法28条3項）として規定するなどしている。

(4) 信託業規制

前述したように、信託に関する行為は、信託取引行為と信託財産管理行為に大別することができ、これを営業として行うと信託取引業と信託財産管理業となる。

信託業法は、適正な信託業の運営を確保することによって委託者・受益者を保護する観点から、信託取引業および信託財産管理業を行う信託業者に対して、さまざまな行為規制を行っている。

1) 信託取引業規制

信託取引行為に関しては、信託法ではその行為者に義務と責任を課してはいないので、信託業法において適正に信託取引行為が行われるようにするために、信託取引業の種類に応じて行為規制を行っている。

信託取引行為は、前述したように、信託契約の締結等（信託の引受け）と信託受益権の譲渡等に大別することができる。信託契約の締結等（信託の引受け）には、信託契約の締結のほか、信託契約締結の代理・媒介があり、それを営業として行うと、それぞれ信託引受業、信託契約代理業となる。また、信託受益権の譲渡等には、信託受益権の譲渡のほか、信託受益権の譲渡の代理・媒介があり、それを営業として行うと、信託受益権売買等業務となる。

① 信託引受業

信託の設定行為には、信託契約の締結、信託遺言、信託宣言⁽¹⁵⁾の3つがある。受託者たる信託会社は、委託者との信託契約の締結によって契約信託の受託者に就任し、また、委託者の信託遺言で設定された遺言信託については、その信託の引受けを行うことによって遺言信託の受託者に就任するが（信託法5条）、規制対象者は受託者たる信託会社であ

って委託者ではないので、受託者たる信託会社が行う契約信託の受託者への就任および遺言信託の受託者への就任を「信託の引受け」とし、それを営業として行う場合を信託業と定義して、信託会社に対して行為規制を行う。

信託の引受けに係る行為規制として、1 信託の引受けに係る行為準則（信託の引受けに係る禁止行為（信託業法24条1項）・信託の引受けに係る適合性の原則（同条2項））、2 信託契約内容の説明義務（同法25条）、3 信託契約締結時交付書面の交付義務（同法26条）があり、また、引受ける信託業務に係る規制として、1 信託業務の委託規制（同法22条・23条）、2 指定紛争解決機関との契約締結義務（同法23条の2）等がある。

さらに、信託の引受けが特定信託契約によって行われる場合には、以下の金商法の販売・勧誘に係る行為規制が適用される（信託業法24条の2）。

1 特定投資家への告知義務等（準用金商法34条～34条の5）、2 広告規制（同法37条）、3 特定信託契約締結前交付書面の交付義務（同法37条の3）、4 特定信託契約締結前交付書面の交付に係る実質的説明義務（同法38条9号）、5 未登録格付業者の信用格付けであることを告知しないで行う勧誘の禁止（同法38条3号）、6 迷惑時間における勧誘の禁止（同法38条9号）、7 損失補填等の禁止（同法39条）

② 信託契約代理業

信託契約の締結等（信託の引受け）には、信託契約の締結のほか、信託契約の締結の代理・媒介があり、これを営業として行うと信託契約代理業になる。信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた信託契約代理店でなければ営むことができず（信託業法67条1

項)、信託契約代理業を行う場合には、以下の信託契約代理業に係る行為規制の適用を受ける(信託業法72条~76条)。

- 1 標識の掲示(同法72条)
- 2 名義貸しの禁止(同法73条)
- 3 顧客に対する代理または媒介の明示義務(同法74条)
- 4 顧客から預託を受けた財産の分別管理義務(同法75条)
- 5 信託契約代理業に係る行為準則(信託契約締結の代理・媒介に係る禁止行為(同法76条:24条1項準用)・信託契約締結の代理・媒介に係る適合性の原則(同法76条:24条2項準用))
- 6 信託契約内容の説明義務(同法76条:25条本文準用)

③ 信託受益権売買等業務

信託受益権の譲渡等には、信託受益権の譲渡のほかに、信託受益権の譲渡の代理・媒介があり、これを営業として行うと信託受益権売買等業務(第二有価証券の売買等)に該当して(金商法28条2項2号)、金商法の規制を受けることになるが、信託業法上の規制を受けている信託会社(管理型信託会社を除く)は、第二種金融商品取引業の登録を受けなくても営むことができる(金商法65条の5第1項)。ただし、信託受益権の売買等を行う信託会社は、金融商品取引業者とみなされて一定の金商法上の行為規制の適用を受ける(同条2項)。

2) 信託財産管理業規制

受託者たる信託会社の行う信託財産管理行為(民事信託の場合は信託財産の管理・承継行為、商事信託の場合は信託財産の管理・運用行為)については、信託法において厳しい義務と責任が課せられているので、改めて信

託業法で規制する必要性は低いが、信託法は原則として任意法規であるため、信託業法では強行法規として善管注意義務、忠実義務等の主要義務を定めるとともに(信託業法28条1項・2項)、以下のように、行政法規としての性格を踏まえて善管注意義務や忠実義務等の義務を具体的行為の形で規定する行為準則として定めたり、また義務を履行するための体制整備義務等として定めたりしている。このほか、義務を信託業の実態に即した形にアレンジして定めている。

- 1 信託財産に係る行為準則(信託財産に係る禁止行為(信託業法29条1項)・利益相反行為の制限(同条2項))
- 2 分別管理体制整備義務・信託業の信用失墜防止体制整備義務(同法28条3項)
- 3 信託財産状況報告書の交付義務(同法27条)
- 4 重要な信託の変更等に係る規制(同法29条の2)
- 5 費用の償還・前払いの範囲等の説明義務等(同法29条の3)

また、受託者たる信託会社は、指図権者の指図に従って信託財産管理業を営む場合があるが、その場合は、指図権者が信託財産管理業の一部を担っていると考えられるので、受益者保護を図る観点から、指図に係る行為準則(1 不利な条件での取引指図の禁止、2 不必要な取引指図の禁止、3 信託の情報を利用した利益相反指図の禁止、4 その他内閣府令定める行為の禁止)が指図権者に適用される(信託業法66条)。

3. 信託業と信託兼営法

(1) 信託兼営法上の信託業

信託兼営法は、銀行等の金融機関に信託業

務の兼営を認める法律であり、信託会社以外の者に信託業務を営むことを認めない信託業法に対しては特別法の関係に立つとすることができる⁽¹⁶⁾。しかし、信託業規制一般法である信託業法は信託会社に適用される法律であって信託兼営金融機関には適用されないのので、信託兼営法は、従来から信託業法の規定を準用するか、または必要に応じて独自に規定する方法で信託兼営金融機関に対する業規制（開業規制・行為規制）について規定して来ている。

信託業に関しては、「銀行その他の金融機関（『金融機関』）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法…第2条第1項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令定めるものを除く。以下『信託業務』という）を営むことができる。」と規定して（信託兼営法1条1項）、信託業法上の信託業の定義規定を引用しているので、基本的に信託業法上の信託業と同様と考えられる。

すなわち、「信託兼営法上の信託業は、信託兼営金融機関が営業信託の受託者に就任して信託財産管理業を営むことをいう。」ということになる。

(2) 信託兼営法上の業規制

1) 開業規制

信託業は、銀行業等とはその性格・内容を異にすることから、信託業を適切に遂行できる能力を有する金融機関だけが信託業務を兼営することができるようにするために、金融機関が信託業務を兼営するには内閣総理大臣の認可を要するとされている（信託兼営法1条1項）。

開業規制については、信託業務を兼営する

のが銀行等の預金取扱い金融機関であることを踏まえて、開業要件がより緩やかな認可とされている点が信託業法の開業規制である免許等とは異なっている。

2) 行為規制

信託兼営法では、信託業法において信託会社に適用される行為規制や信託契約代理店に適用される行為規制を準用している（信託兼営法2条1項・2項）ほか、信託業法と同様、特定信託契約による信託の引受けや信託受益権売買等業務に適用される金商法上の販売・勧誘行為規制についても準用している（同法2条の2、同法2条3項・4項）ので、信託会社の行為規制と同等の行為規制が課されているといえる。

(3) 信託業規制

上述したように、信託兼営法は信託業法上の行為規制を準用しているので、信託取引業規制、信託財産管理業規制のいずれについても、定型的信託契約約款の変更（信託兼営法5条）や損失補填・利益補足契約の容認（同法6条）等の一部を除いて、基本的に信託業法上の行為規制と同様のものになっているといえる。

II 信託業法の全面改正等と信託業

1. 信託業法の全面改正等

金融の自由化・国際化に伴う金融構造の変化に対応するために金融制度改革が行われ、銀行・証券・保険等に関する金融関係法令が順次改正された。信託についてもこのような金融制度改革の中で改革されることになり、少子高齢経済社会への対応も踏まえて信託法および信託業法が全面改正（新法制定）され

た⁽¹⁷⁾。

改正に当たっては、不健全な信託会社の取り締まりを主たる目的として制定されたことから規制色の強かった旧信託二法（旧信託法および旧信託業法）を改め、金融構造の変化や社会経済構造の変化に柔軟に対応できるようにするために、信託業法については、平成16年に、① 受託財産規制の撤廃、② 信託業の担い手の拡大の観点から改正が行われ⁽¹⁸⁾、併せて信託兼営法の一部改正が行われた。信託法については、平成18年に、① 任意法規化、② 受益者保護の強化、③ 多様な信託の承認の観点から改正され⁽¹⁹⁾、この信託法の全面改正に伴い信託業法の一部改正等が行われている。

2. 新信託業法上の信託業

(1) 旧信託業法上の信託業務

平成16年に全面改正される前の旧信託業法においては、信託会社は、信託業務のほか制限列記される併營業務に限って営むことができた⁽²⁰⁾（旧信託業法4条・5条）。

旧信託業法には、信託業の定義はなかったが、「信託業とは、信託の引受けを営業としてなすことをいう」と解され⁽²¹⁾、信託会社の信託の引受けに係る業務（信託業務）については、引き受けることができる財産の側から規定されていた（旧信託業法4条）。

すなわち、受託できる財産は、① 金銭、② 有価証券、③ 金銭債権、④ 動産、⑤ 土地およびその定着物、⑥ 地上権および土地の賃借権とされていた（旧信託業法4条）ことから、金銭の信託、有価証券の信託、金銭債権の信託、動産の信託、土地およびその定著物の信託、地上権および土地の賃借権の信託が信託業務となる。

信託会社が信託業務以外に併せ営むことができる併營業務は、「信託会社ハ左ニ掲クル業務ニ限り之ヲ併セ営ムコトヲ得」と規定され（旧信託業法5条1項）、以下の業務に限定されていた。

- ① 保護預り
- ② 社債等振替業
- ③ 債務の保証
- ④ 不動産売買の媒介または金銭もしくは不動産の貸借の媒介
- ⑤ 公債社債もしくは株式の募集、その払込金の受入れまたはその元利金もしくは配当金の支払の取扱い
- ⑥ 財産に関する遺言の執行
- ⑦ 会計の検査
- ⑧ 以下の事項に関する代理事務
 - イ 財産の取得、管理、処分または貸借、
 - ロ 財産の整理または清算、ハ 債権の取立、ニ 債務の履行

(2) 新信託業法上の信託業務

旧信託二法の全面改正により、受託財産規制が撤廃されて信託法上の信託のすべてを信託業務として営むことができることになったほか、制限的な併營業務が廃止され、以下のように、新たに信託業務に関連する業務として他業が認められ、さらに、それ以外の関連業務についても、内閣総理大臣の承認があれば営むことができることになった。

すなわち、信託会社は、信託業のほか、法定他業および兼業業務を営むことができる（信託業法21条）。

① 法定他業

信託会社は、信託業のほか、以下の業務を営むことができる（同条1項）。

- 1 信託契約代理業
- 2 信託受益権売買等業務
- 3 財産の管理業務（業務方法書に定める信託財産の種類・管理方法と同じものに限る。）

② 兼業業務

信託会社は、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、その信託業務に関連するものを営むことができる（同条2項、信託業法施行規則28条）。

他業については、金融審議会第二部会「信託業のあり方に関する中間報告書」（平成15年7月28日。以下「金融審議会報告書」という）が信託会社の業務範囲については金融法制の一般的な考え方に従うことを提言していたことを受けて規定された。すなわち、金融審議会報告書で信託会社の業務範囲については受益者保護と監督当局の監督の実効性確保の観点から、他業の範囲には制限を設けるべきであるとし、「他業制限の内容については、多様な信託業の担い手の参入ニーズも踏まえたうえで、信託業と一般事業との相乗効果も勘案して、他業と信託業務との関連性および親近性に照らして個別に判断することが適当と考えられる」とした。これを受けて新信託業法では、「信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権販売業および財産の管理業務（…業務方法書において記載されている信託財産と同じ種類の財産につき、当該信託財産の管理の方法と同じ方法により管理するものに限る。）を営むことができる」ことを原則とし（信託業法21条1項）、他業は禁止されるが（同条5項）、「内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない

業務であって、当該信託業務に関連するものを営むことができる」（同条2項）ことになった⁽²²⁾。

このように、新信託業法では、信託会社は、信託業のほか、信託契約代理業、信託受益権売買等業務および財産の管理業務の法定他業を営むことができ、さらに内閣総理大臣の承認を得ればそれ以外の信託業務に関連する業務（兼業業務）を営むことができることになった。これにより社会経済状況の変化に対応した新しい信託業務に対するニーズにも適宜対応することができるようになったといえる。

3. 信託兼営法の一部改正と信託兼営法上の信託業務

(1) 信託兼営法の一部改正と信託業務（信託業および併營業務）

信託業法は、民事信託を前提とした強行法規性の強い信託法とそれを踏まえた制限的な色彩の強い旧信託業法から、民事信託と商事信託の双方を前提とした任意法規性の強い新信託法とそれを踏まえた多様性・柔軟性のある信託業法に全面改正されたが、信託兼営法は、信託業法の全面改正に伴う一部改正に止まった。これは、その時の金融制度改革に伴う金融関連業法改正の主眼が信託業法の全面改正にあったことによるものであって⁽²³⁾、信託業法と信託兼営法との関係は従前どおりであるので、信託業法の改正内容等は信託兼営法の一部改正の中に反映されることになる。

信託業務の範囲に関する改正では、信託兼営金融機関が信託業および併營業務を営むことができるということ自体についての変更はなかったが、信託業法の改正趣旨等を踏まえ

て、併營業務についての規定の仕方や併營業務の内容についての変更があった。

信託兼営法上の併營業務は、旧信託業法の併營業務に関する規定を間接準用していたために、旧信託業法上の併營業務と規定の仕方も内容も同様であったが、信託業法の全面改正に伴う信託兼営法の一部改正により、旧信託業法の業務制限的な考え方から採用されていた併營業務の限定列記主義が改められて単純列記になった。

併營業務の内容に関しても、運用型信託会社が営むことができるとされた信託業法上の法定他業（信託契約代理業、信託受益権売買等業務、財産の管理業務）については、信託兼営金融機関は当然に営むことができるとして併營業務に追加される一方、① 保護預り、② 社債等振替業、③ 債務の保証、⑤ 公社債もしくは株式の募集、その払込金の受入れまたはその元利金もしくは配当金の支払の取扱いは併營業務から削除された。①～③および⑤のうち一部の業務は、銀行法の付随業務としても位置づけられていることから、規定整備の観点から削除され⁽²⁴⁾、⑤のうち残る業務については、金融商品取引業（証券業）に該当して従前から死文化していたので、改正後の信託兼営法にはあえて規定されなかった⁽²⁵⁾。また、④の不動産売買の媒介または金銭もしくは不動産の貸借の媒介については、⑥ 財産の取得・処分・貸借に関する代理・媒介とされ、不動産以外の財産も対象となることになった⁽²⁶⁾。

以上の併營業務に関する規定の仕方と内容の変更により、銀行その他の金融機関（「金融機関」）は、信託業および以下に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という）を営むことができる（信託兼営

法1条1項、信託兼営法附則16条7項）こととなった。

- ① 信託契約代理業
- ② 信託受益権売買等業務
- ③ 財産の管理（業務方法書に定める信託財産の種類・管理方法と同じものに限る）
- ④ 財産に関する遺言の執行
- ⑤ 会計の検査
- ⑥ 財産の取得・処分・貸借に関する代理・媒介
- ⑦ 以下の事項に関する代理事務
イ 上記③の財産の管理、ロ 財産の整理または清算、ハ 債権の取立て、ニ 債務の履行

(2) 不動産関連業務の信託業務からの除外

上述したように、信託兼営金融機関は信託業と併營業務を信託業務として営むことができるが、あらゆる信託業務を営むことができるとした場合、一定の分野においては金融機関が強い影響力を行使してその分野の産業支配につながりかねないという懸念から⁽²⁷⁾、以下の不動産関連業務が信託業務から除かれているので（信託兼営法1条1項かっこ書、信託兼営令3条、信託兼営規則3条）、信託兼営金融機関はこれを営むことができない。

しかし、これまでの信託兼営金融機関が果たしてきた役割・実績等を考慮して、改正前信託兼営法1条1項の認可を受けている信託兼営金融機関（いわゆる信託銀行）に関しては、政令による除外規定が適用されないこととされたので（信託兼営法附則16条7項）、従前どおりすべての信託業務を営むことができる。

- ① 土地等の処分信託の引受け
土地等（土地もしくはその定着物、地上

権または土地の賃借権)を含む財産の信託であって、土地等の処分を信託の目的の全部または一部とする信託の引受けである(信託兼営令3条1号)。ただし、特定目的信託またはその受益権の譲渡先が特定目的会社もしくは登録投資法人に限られる信託は、除かれる(同号イ・ロ)。

- ② ①の土地等の処分信託に係る信託契約代理業(同条2号)
- ③ 不動産の売買・貸借の代理・媒介(同条3号)
- ④ その他内閣府令(信託兼営規則3条)で定める以下の業務(信託兼営令3条4号)
 - 1 信託財産の管理または処分において宅地建物取引(宅地・建物の売買・交換または宅地・建物の売買・交換・賃借の代理・媒介)を行う信託(上記①の土地等の信託を除く。)
 - 2 上記1の信託に係る信託契約代理業
 - 3 不動産の鑑定評価
 - 4 不動産に係る投資助言業務
 - 5 商品投資顧問業務

Ⅲ 金融商品取引業・銀行業と信託業

わが国の信託は、商事信託(財産の管理・運用を目的とする信託)を中心に発展して来た。その担い手は信託業法に基づく信託会社であったが、戦後は信託兼営法に基づく信託銀行になり、主に金融分野において長期金融機能を果たす役割を担って来た⁽²⁸⁾。

その後の金融経済構造の変化に伴う金融制度改革の一環として、金商法や銀行法と同様、信託業法も全面改正(信託兼営法の一部改正を含む)されたが、上述したように、業務の範囲についても金融法制の一般的考え方に従

うとの提言を受けて改正されているので、金融商品取引業(証券業)や銀行業との関係を踏まえつつ解釈されることになると考えられる。

1. 金融商品取引業(証券業)・銀行業と信託業の関係

代表的な金融商品取引行為として「取次ぎ」がある。取次ぎは、自己の名をもって他人の計算において法律行為をすることを引受ける行為であり(商法551条)、金融商品取引業者が自ら法律行為の当事者として権利義務の主体となるが(同法552条1項)、その行為から生じる経済効果(損益)は取次ぎを依頼した委託者(顧客)に帰属する(同条2項)。このように、投資の効果(損益)が直接に投資家に帰属することから、金融商品取引業(証券業)は、直接金融機能を有するといわれている。

預金は、消費寄託契約(民法666条)であるといわれている⁽²⁹⁾。消費寄託は、通常の単純寄託と異なり、寄託者(預金者)が預け入れたものの所有権が受寄者(銀行)に移転するので、預金の投資効果(損益)は銀行に帰属する。預金者は、銀行に対して寄託したものの返還請求権を有するに止まる(民法662条)。このように、預金の投資効果(損益)は、預金者に帰属するのではなく金融仲介機関である銀行に帰属するので、銀行業は、間接金融機能を有するといわれている。

信託は財産を移転して行う財産管理制度であり、受託者は所有者(権利者)として行為するが、その行為の効果(損益)は信託財産に帰属する。したがって、信託財産をその実質的所有者である受益者とみれば行為の効果(損益)は受益者に帰属することになるので、

信託業（商事信託業）は直接金融機能を有する金融商品取引業（証券業）に類似しているといえる。他方、信託財産をその所有者（権利者）である受託者とみれば行為の効果（損益）は受託者である信託会社等に帰属することになるので、信託業（商事信託業）は間接金融機能を有する銀行業に類似しているといえる。

このように、信託業（商事信託業）は、金融商品取引業（証券業）や銀行業と法制面において一定の類似性を有するとともに、金融機能としては直接金融機能と間接金融機能の双方の要素を含む、いわゆる市場型間接金融機能を有しているということが出来る⁽³⁰⁾ので、金融面でも金融商品取引業や銀行業と類似性を有しているといえる。

2. 金融商品取引業者と銀行の業務範囲

(1) 金融商品取引業者の業務範囲

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者）は、本来業務である金融商品取引業のほか、付随業務、届出業務および承認業務を行うことができる（金商法35条）。別紙「金融商品取引業者・銀行・信託会社等の業務範囲」参照

1) 付随業務

金融商品取引業に付随する業務は、当然に行うことができる⁽³¹⁾。金商法35条1項に列記されている付随業務は例示であり、これ以外にも付随業務がある。また、その付随業務を行う上で当然行うこととなる事務も「その他付随業務」として付随業務の中に含まれる。付随業務に該当する業務は、本来業務から切り離して行われる場合であっても、付随性は否定されない。

「その他付随業務」に該当するかどうかは、

その業務が本来業務または列記付随業務に随伴する程度、その内容が準ずる程度（近接性）やそのリスクの同質性・程度などを総合的に考慮して、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。

2) 届出業務

金融商品取引業者は、届出を行うことにより、金商法35条2項各号に列記されている業務（届出業務）を行うことができる（同条2項・3項、金商業府令69条⁽³²⁾）。届出業務は限定列举であるが、届出業務に付帯する業務も届出業務に含まれる（金商業府令68条24号）。

3) 承認業務

金融商品取引業者は、内閣総理大臣の承認を受けることにより、付随業務・届出業務以外の業務（承認業務）を行うことができる（金商法35条4項）。

承認申請があった場合は、その業務が公益に反すると認められるとき、または損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる（同条5項、金商業府令70条、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-4-2-2「承認」⁽³³⁾）。

(2) 銀行の業務範囲

銀行は、固有業務（銀行業）のほか、付随業務、法定他業（他業証券業務等）および他の法律により認められる業務を営むことができる（銀行法10条、11条、12条）。別紙「金融商品取引業者・銀行・信託会社等の業務範囲」参照

1) 付随業務

付随業務は、銀行の固有業務に伴って当然に生ずる業務であるが、その範囲は公共性等の観点から条理上、まず、固有業務との関連

性ないし親近性が必要である⁽³⁴⁾。ただ、その関連性は厳密に解する必要はなく、各時代における銀行のもつ社会的・経済的機能からみて、一般通念のうえで、銀行が当然に行ってしかるべきであるという程度のもので十分である。次に、分量において固有業務に対して従たる程度を越えないことが必要である。

銀行法10条2項に列記されている付随業務は単なる例示であり、銀行は、その他の付随業務を営むことができる。これは、新しい種類の付随業務の発生可能性に対する法律上の受け皿としての機能を果たすものである⁽³⁵⁾。

付随業務への該当性については、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)において、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、銀行法12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いになっているかを検討事項としている。

- ① 当該業務が銀行法10条1項各号（固有業務）および2項各号に掲げる業務（付随業務）に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものになっていないか。
- ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用資するか。

2) 法定他業（他業証券業務等）

法定他業（他業証券業務等）は、銀行業に付随しているとは言いがたいものの、銀行がもつノウハウ等を活用することができ、また、銀行の固有業務の遂行に大きな支障をもたらす蓋然性が高くないと考えられる業務で

ある⁽³⁶⁾。銀行は、銀行の固有業務の遂行を妨げない限度において、銀行法11条各号に列記された以下の業務を営むことができる。

- ① 投資助言業務
 - ② 有価証券非関連業務
 - ③ 自己信託業務
 - ④ 算定割当取引業務
- 3) 他の法律により認められる業務

銀行は、他業であっても他の法律でこれを認めているのであれば、兼営することができる（銀行法12条）。

3. 信託会社等の業務範囲

(1) 信託会社の業務範囲

信託会社は、信託業のほか、法定他業および兼業業務を営むことができる（信託業法21条）。別紙「金融商品取引業者・銀行・信託会社等の業務範囲」参照

1) 法定他業

法定他業である信託契約代理業、信託受益権売買等業務、財産の管理業務は、信託業との関連性が認められる業務であり、また、兼業業務のように承認制としなくても信託会社の経営に与える影響が小さい業務である⁽³⁷⁾。

信託契約代理業と信託受益権売買等業務は、前述したように、信託取引業であるから、正に信託業に関連する業務であるといえる。

財産の管理業務は、信託財産管理業に関連する業務として認められたものである。財産の管理業務は、信託財産管理業と比べて財産の所有権（権利）が移転しないことが違うだけであり、外形上区別は困難である。そこで、財産の管理業務は、信託会社が業務方法書において引受ける信託財産と同じ種類の財産で、かつ、信託会社が行う信託財産の管理方法と同じ方法によるものに限られている。異

なる種類の財産や異なる管理方法によって財産の管理業務を営もうとする場合には、兼業業務の承認を受ける必要がある⁽³⁸⁾。

2) 兼業業務

兼業業務は、法定他業以外の信託業に関連する業務で内閣総理大臣の承認を受けて営む業務である。

兼業承認の可否は、信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、かつその信託業務に関連する業務であるか否かで判断される（信託業法21条2項、信託業法施行規則28条3項⁽³⁹⁾）。

① 信託業務遂行の支障性

信託業務の遂行に支障を及ぼすか否かは、人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものとなっているか、兼業業務を営む部門と信託業務を営む部門が明確に分離されているか、兼業業務を的確に遂行する体制が整備されているか、兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されているか、兼業業務の運営に関する内部監査および内部検査の体制が整備されているか等で判断される。

② 信託業との関連性

兼業業務の信託業との関連性は、信託会社が行う具体的な信託業務と比較して個別具体的に判断されることになる⁽⁴⁰⁾。

例えば、不動産の管理処分信託を行う信託会社における不動産管理・販売業務、有価証券への投資を行う信託を受託する信託会社における投資助言業務等が、一般的に信託業務に関連するものとして認められるとされている⁽⁴¹⁾。

(2) 信託兼営金融機関の業務範囲(信託業務)

信託兼営金融機関は、信託業および併営業

務（以下「信託業務」という）を営むことができる（信託兼営法1条1項、信託兼営法附則16条7項）。別紙「金融商品取引業者・銀行・信託会社等の業務範囲」参照

併営業は、信託会社および信託兼営金融機関が信託業と併せ営むことができる業務であったが、信託会社の併営業は、信託業法の全面改正の際に廃止された。これに対して信託兼営金融機関に関しては、従来から幅広い分野に及ぶ総合的な信託業とあわせて併営業を行っており、また金融機関として自己資本比率規制等により固有財産の健全性やリスク管理を確保する仕組みも存在することに鑑み、当然に併営業を営むことができることとされ⁽⁴²⁾、信託業法に規定されている法定他業と併せて営むことができることとされた。

信託兼営金融機関はこれまで認められてきた併営業については引き続き営むことができることとされたことから、業務の範囲は、信託会社のそれと比べて広いものとなっている。すなわち、信託会社の場合には兼業業務の業績悪化が信託業に悪影響を与えることなどから、信託業や法定他業以外の業務を兼業するには内閣総理大臣の承認を要するのに対して、信託兼営金融機関の場合は、自己資本比率規制等によってその健全性の確保がより強く図られていると考えられることから、信託会社と比べて、あらかじめ、兼業の余地が広く認められているものである⁽⁴³⁾。

(3) 信託業の付随業務と信託兼営金融機関の併営業

上述したように、信託会社および信託兼営金融機関が営む業務には、信託業のほか、信託契約代理業等の法定他業、兼業業務、併営

業務があるが、金商法や銀行法には規定されているのに信託業法および信託兼営法には規定されていない業務として付随業務があり、また信託業法の全面改正および信託兼営法の一部改正により業務の性質・範囲が変わった業務として信託兼営金融機関の併營業務がある。

1) 付随業務

付随業務とは、信託業に付随する業務である。信託業法および信託兼営法には金商法や銀行法の付随業務に関する規定（金商法35条1項、銀行法10条2項）のような規定（例示規定）は存在しない。旧信託業法が規制色の強い法律であったこともさることながら、信託業務には多種・多様な業務があり得るので、例示として規定することに馴染まないことが一因として考えられるところである。いずれにしても、金商法および銀行法の付随業務に関する規定は例示規定であり、規定されていなくても金融商品取引業・銀行業に付随する業務であれば当然にできることが前提とされているので、信託業の場合も信託業に付随するものであれば当然にできるものと解される。

信託業は、前述したように、信託取引業と信託財産管理業に大別され、信託取引業には信託引受業・信託契約代理業・信託受益権売買等業務があり、信託財産管理業には信託財産管理・承継業(民事信託業)と信託財産管理・運用業(商事信託業)があるので、付随業務は、これらの信託業に付随する業務ということになる。しかし、信託業法および信託兼営法上、信託契約代理業と信託受益権売買等業務は法定他業または併營業務とされているので、信託引受業と信託財産管理業に付随する業務が信託業の付随業務ということになる。

付随業務に該当するかどうかは、信託業との関係において機能的親近性やリスクの同質性があり、かつ、信託業に対して量的に従たる関係にあるかどうかという観点から総合的に判断されることになると考えられるが⁽⁴⁴⁾、必ずしも固定的に考えるべきではなく、信託会社や信託兼営金融機関に求められる機能に応じて柔軟に考えるべきであると考え⁽⁴⁵⁾。

2) 併營業務

併營業務は、信託業に関連する業務として信託兼営金融機関が併せ営むことができる業務である。信託業法上の法定他業と同様の業務である①信託契約代理業、②信託受益権売買等業務、③財産の管理と、旧信託業法の併營業務を改正した新しい併營業務（以下「新併營業務」という）である④財産に関する遺言の執行、⑤会計の検査、⑥財産の取得・処分・貸借に関する代理・媒介、⑦代理事務（イ 上記③財産の管理、ロ 財産の整理または清算、ハ 債権の取立て、ニ 債務の履行の代理事務）とで構成されている。

このように、併營業務は、信託業法上の法定他業と新併營業務で構成されており、信託業に関連する業務である他業（①～③）を含んでいるので、信託業に関連する業務ということになると考えられるが、他方で、他業である③の財産の管理に関する代理事務（⑦イ）のような、併營業務に付随するような業務もあるので、これらも併營業務に含まれると考えられる。

新併營業務については、信託業法の全面改正に伴う信託兼営法の改正により旧信託業法の限定列記主義が改められて単純列記になる一方、信託業法上の兼業業務に関する「信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務」という制限規定(信

託業法21条2項)や他業禁止規定(同条3項)は設けられていないので、前述した改正当時の考え方である業務の多様性・柔軟性の承認等を踏まえて考えると、信託兼営法1条1項に規定されている新併営業業務に関する規定は、例示規定であると解される。

従って、例示されている新併営業業務のほか、これらの例示されている業務に類似する業務についても新併営業業務に含まれる⁽⁴⁶⁾。また、新併営業業務には新併営業業務に付随する事務なども含まれると解される⁽⁴⁷⁾。

新併営業業務に該当するかどうかに関しては、信託業法上の信託会社の兼業業務に係る承認要件等との関係を考慮すると、併営しようとする業務の業務運営体制が整備されており、当該業務の内容および方法等から信託業務に関連する業務であれば、新併営業業務に該当すると考えられる。前述したように、新併営業業務は、信託業法の全面改正(新法制定)の際に、信託兼営金融機関のこれまでの実績や金融機関としての信用力等を踏まえて当然にできるものとして認められたものであり、通常、信託兼営金融機関は新併営業業務の業務運営体制は整備されていると考えられるので、信託業務との関連性が認められれば営むことができると考えられる。ただし、あくまでも信託業に関連する業務であって、本業である信託業を凌駕するようなものであってはならない。

IV 信託銀行の信託業務

以上、信託会社および信託兼営金融機関の業務範囲について考察してきたので、それに基づいて実際に行われている業務と信託業法・信託兼営法において認められる業務との

対応関係について整理する。整理するに当たっては、従前から多種・多様な業務を営んでいる信託専門銀行といわれる信託銀行の場合を例に取って行うことにする。

1. 信託業

信託業は、前述したように、信託取引業と信託財産管理業に大別されるが、信託取引業のうち信託契約代理業と信託受益権売買等業務が信託業に関連する法定他業(信託業法21条1項)または併営業業務(信託兼営法1条1項1号・2号)とされたことから、信託業は、信託引受業と信託財産管理業となる。

(1) 信託業

1) 信託引受業

信託引受業は、信託の受託者に就任して、信託の対象となる財産の移転を受けて信託財産の所有者(権利者)になることを営業として行うことである。

2) 信託財産管理業

信託財産管理業は、信託財産管理行為を営業として行うことであり、財産の管理・承継を目的とする民事信託の場合は信託財産管理・承継業(民事信託業)となり、財産の管理・運用を目的とする商事信託の場合は信託財産管理・運用業(商事信託業)となる。

(2) 信託業の付随業務

信託業は、信託引受業と信託財産管理業であるから、信託業の付随業務は、信託引受業または信託財産管理業に付随する業務である。

1) 信託引受業の付随業務

信託の引受けを行う際にはコンサルティングが行われるので、コンサルティング業務は付随業務に該当する。また、信託の引受けに

伴って契約書作成等の書類作成や財産に関する権利移転手続等が行われるので、このような手続業務も付随業務に該当すると考えられる。

2) 信託財産管理業の付随業務

① 信託財産の管理・承継業に付随する業務

例えば、遺言信託に関しては、遺言信託に関するコンサルティング業務に基づいて行われる遺言書の作成やその保管業務等が付随業務に該当すると考えられる。

② 信託財産の管理・運用業に付随する業務

財産の管理業に関しては、例えば、不動産の信託において行われる不動産鑑定評価業務が付随業務に該当すると考えられる。

財産の運用業に関しては、財産運用に関するコンサルティング業務に基づいて行われる情報提供業務、運用助言業務⁽⁴⁸⁾、各種事務の受託・代行業務等が付随業務に該当すると考えられる⁽⁴⁹⁾。

例えば、年金信託は、資産運用業務（運用方針の策定・分散投資等）と資産管理業務（証券管理業務・ファンド管理業務等）が一体となって行われる信託であり、その年金信託に付随する業務も年金信託に関するコンサルティング業務に基づいて一体として行われる。資産運用業務に関しては、貸付金・有価証券等への運用に併せて行われる貸債取引・貸株取引等のレンディング取引や先物・オプション・デリバティブ取引が付随業務に該当すると考えられ、資産管理業務に関しては、制度運営に伴う制度管理事務である数理事務（財政計算等の計算事務・財務諸表等の作成事務）や管理事務（拠出金・給付金の管理事務、加入者管理事務等）等が付随業務に該当する

と考えられる。また、年金関係者の間の制度調整や各種データ等の取りまとめを行う総幹事業務等も、制度管理事務に該当すると考えられるので、付随業務に該当すると考えられる⁽⁵⁰⁾。

2. 併營業務

併營業務は、信託業に関連する業務であるから、信託引受業または信託財産管理業に関連する業務である。信託契約代理業（信託兼営法1条1項1号）、信託受益権売買等業務（同項2号）、財産の管理（同項3号）等の他業と新併營業務（同項4号～7号）によって構成されるが、信託受益権売買等業務については、信託受益権が有価証券とみなされたことにより第二種金融商品取引業とされているので、ここでは取り上げない。

(1) 信託引受業に関連する業務

信託引受業に関連する業務として、信託契約代理業がある。業務内容は、基本的に信託業法上の法定他業である信託契約代理業と同様である。

(2) 信託財産管理業に関連する業務

信託財産管理業に関連する業務として、財産の管理と新併營業務がある。財産の管理は、信託業法上の法定他業である財産の管理業務と同様であるので、ここでは、新併營業務を取り上げる。

1) 信託財産の管理・承継業に関連する業務

例えば、遺言信託に関連する業務として、財産に関する遺言執行業務（信託兼営法1条1項4号）や遺産整理業務等が考えられる⁽⁵¹⁾。

2) 信託財産の管理・運用業に関連する業務

不動産の信託（管理）に関連する業務としては、例えば、不動産の管理・販売業務が考えられる⁽⁵²⁾。また、有価証券（株式）の信託（管理）に関連する業務としては、例えば、会社法上の株主名簿管理人制度（会社法123条）に基づく株主名簿管理人業務（証券代行業務⁽⁵³⁾）が考えられる。業務内容は、株主名簿の管理業務、株式の名義書換事務、株主総会事務、配当金事務等である⁽⁵⁴⁾。

不動産の信託（運用）に関連する業務としては、例えば、不動産アセットマネジメント業務が考えられる。不動産を投資対象とする内外の投資家からの依頼に基づいて、投資判断に関する助言業務と投資家から一任を受けて運用を行う一任業務であり、業務内容は、不動産投資ファンド全体の経営方針を策定し、ポートフォリオの組成、資金調達を行い、投資対象とする個別不動産の投資判断（選定から取得まで）について意思決定を行うものである⁽⁵⁵⁾。

3. 有価証券関連業務等

信託兼営金融機関である信託銀行は銀行であるから、Ⅲ 2(2)銀行の業務範囲において述べたように、銀行法上の銀行業務（銀行業に付随する業務（銀行法10条2項）または他業証券業務（同法11条））として有価証券関連業務を営むことができる（金商法上の登録金融機関業務に該当する場合は、その登録を要する（金商法33条の2））ほか、信託業務として以下の業務を営むことができる⁽⁵⁶⁾。

(1) 投資運用業務

信託兼営金融機関である信託銀行は、他の

金融機関と異なり、金商法によって投資運用業を禁止されないので投資運用業を営むことができるが、登録金融機関業務とされるので内閣総理大臣の登録を要するところ、投資信託運用行為と信託ファンド自己運用行為を業として行うことは投資運用業から除かれているので、委託者非指図型投資信託運用業と信託財産運用業は登録を要しないで営むことができる（金商法33条の8第1項）。

(2) 有価証券関連業務

信託兼営金融機関である信託銀行は、信託契約に基づき委託者（兼受益者）の計算において行う有価証券の売買または有価証券関連デリバティブ取引は禁止されない（金商法33条1項ただし書）営業として行うことができ、また、登録金融機関業務からも除かれている（同法33条の2第2号かっこ書）、登録も要しない。

結びに代えて

信託業法は、信託の引受けが行われれば当然に信託財産管理行為が行われるとの前提の下で信託引受業を信託業として定義しているが、信託会社や信託兼営金融機関によって行われているさまざまな業務をこの定義規定から導き出そうとすると困難を伴うことになる。そこで、本来の信託業である信託財産管理業が定義規定に含まれるようにして、「信託業とは、営業信託の受託者に就任して（信託引受業）、信託財産管理業（信託財産の管理・承継業（民事信託業）または信託財産の管理・運用業（商事信託業））を行うことをいう。」と定義し、この定義に基づいて信託会社や信託兼営金融機関の行っている業務、特に多種・

多様な業務を営む信託銀行が行っている業務について、信託業法または信託兼営法との関係を整理した。すなわち、信託会社または信託兼営金融機関の業務範囲を信託引受業および信託財産管理業（民事信託業または商事信託業）ならびにこれらに付随または関連する業務とした上で、実際に行われている多種・多様な業務を信託業とそれに付随または関連する業務に整理した。ただし、ここで行った整理は、信託銀行が行っている主要業務について整理したものであり、これ以外の多種・多様な業務についての整理については、今後

の課題である。

また、信託業を信託財産管理業（信託財産の管理・承継業（民事信託業）と信託財産の管理・運用業（商事信託業））と捉えることによって、銀行業や金融商品取引業（証券業）との法的・金融的類似性が明らかになり、信託会社や信託兼営金融機関が営む業務に対する信託業法・信託兼営法と銀行法・金融商品取引法等の適用関係についても整理し易くなると思われるが、これも今後の検討課題である。

金融商品取引業者・銀行・信託会社等の業務範囲

金融商品取引業者	銀行	信託会社等
<p>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者）は、金融商品取引業の他に、付随業務、届出業務および承認業務を行うことができる（金商法35条）。</p> <p>1. 付随業務</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引業のほか、以下の行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる（同条1項）。</p> <p>① 有価証券の貸借またはその媒介・代理（1号）</p> <p>② 信用取引に付随する金銭の貸付け（2号）</p> <p>③ 顧客からの保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け（3号）</p> <p>④ 有価証券に関する顧客の代理（4号）</p> <p>⑤ 投資信託委託会社の取り扱う有価証券に係る収益金、償還金もしくは解約金の支払または当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理（5号）</p> <p>⑥ 投資法人の取り扱う金銭の分配、払戻金もしくは残余財産の分配または利息もしくは償還金の支払に係る業務の代理（6号）</p> <p>⑦ 累積投資契約の締結（7号）</p> <p>⑧ 有価証券に関する情報の提供または助言（投資顧問契約による助言を除く）（8号）</p> <p>⑨ 他の金融商品取引業者等の業務（登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む）の代理（9号）</p> <p>⑩ 登録投資法人の資産の保管（10号）</p> <p>⑪ 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転に関する相談または仲介（11号）</p> <p>⑫ 他の事業者の経営に関する相談（12号）</p> <p>⑬ 通貨その他デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く）に関連する資産として政令で定めるものの売買またはその媒介・取次ぎ・代理（14号）</p> <p>⑭ 譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該当するものを除く）の売買またはその媒介・取次ぎ・代理（14号）</p> <p>⑮ 投信法に定める特定資産（不動産その他政令で定めるものを除く）および政令で定める資産に対する投資として、運用財産（投資運用業者が権利者（資産運用委託契約もしくは投資一任契約の相手方または投資信託の受益証券に表示される権利を有する者）のため運用を行う金銭その他の財産をいう）の運用を行うこと（15号）</p> <p>2. 届出業務</p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引業および金融商品取引業に付随する業務のほか、以下の業務を行うことができるが（金商法35条2項）、その業務を行う場合には内閣総理大臣に届け出なければならない（同条3項）。</p> <p>① 商品市場における取引に係る業務（1号）</p> <p>② 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引で内閣府令で定める取引に係る業務（2号）</p> <p>③ 貸金業法に規定する貸金業その他金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に係る業務（3号）</p> <p>④ 宅地建物取引業法に規定する宅地・建物の賃貸に係る業務（4号）</p> <p>⑤ 不動産特定共同事業法に規定する不動産特定共同事業（5号）</p> <p>⑥ 商品投資事業規制法に規定する商品投資により、または価格の変動が著しい物品もしくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるものの取得・譲渡・使用、もしくは使用させることにより、他人のため</p>	<p>銀行は、①預金または定期積金等の受入れ、②資金の貸付けまたは手形の割引、③為替取引等の業務（固有業務）を営むことができる（銀行法10条1項）ほか、銀行業に付随する業務（同条2項）、法定他業（同法11条）および他の法律により営むことができる業務（同法12条）を営むことができる。</p> <p>1. 付随業務</p> <p>銀行は、銀行の固有業務のほか、以下の業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる（銀行法10条2項）。</p> <p>① 債務の保証等（1号）</p> <p>② 有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引（2号）</p> <p>③ 有価証券の貸付け（3号）</p> <p>④ 国債等の公共債の引受け（売出し目的を除く）・当該公共債の募集の取扱い（4号）</p> <p>⑤ 金銭債権の取得・譲渡（5号）</p> <p>⑥ 特定社債等の引受け等（5号の2）</p> <p>⑦ 短期社債等の取得・譲渡（5号の3）</p> <p>⑧ 有価証券の私募の取扱い（6号）</p> <p>⑨ 地方債・社債等の債券の募集または管理の受託（7号）</p> <p>⑩ 銀行等の業務の代理・媒介（8号）</p> <p>⑪ 外国銀行の業務の代理・媒介（8号の2）</p> <p>⑫ 国等の金銭の出納等（9号）</p> <p>⑬ 有価証券・貴金属等の保護預り（10号）</p> <p>⑭ 振替業（10号の2）</p> <p>⑮ 両替（11号）</p> <p>⑯ デリバティブ取引（12号～17号）</p> <p>⑰ ファイナンス・リース業務（18号・19号）</p> <p>2. 法定他業（他業証券業務等）</p> <p>銀行は、銀行の固有業務の遂行を妨げない限度において、以下の業務を営むことができる（銀行法11条）。</p> <p>① 投資助言業務</p> <p>② 有価証券非関連業務</p> <p>③ 自己信託業務</p> <p>④ 算定割当取引業務</p> <p>3. 他の法律により認められる業務（銀行法12条）</p> <p>銀行は、固有業務とそれに付随する業務および法定他業（他業証券業務等）のほか、担保付社債信託法その他の法律により銀行に認められた業務に限り営むことができ、それ以外の業務は営むことができない（銀行法12条）。</p> <p>① 担保付社債信託法による担保付社債信託業務</p> <p>② 信託兼営法による信託業務</p> <p>③ 保険業法による保険窓口販売業務</p>	<p>I. 信託会社の業務</p> <p>信託会社は、信託業のほか、法定他業および兼業業務を営むことができる（信託業法21条）。</p> <p>1. 法定他業</p> <p>信託会社は、信託業のほか、以下の業務を営むことができる（同条1項）。</p> <p>① 信託契約代理業</p> <p>② 信託受益権売買等業務</p> <p>③ 財産の管理業務（業務方法書に定める信託財産の種類・管理方法と同じものに限る）</p> <p>2. 兼業業務</p> <p>信託会社は、内閣総理大臣の承認を受けて、その信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがない業務であって、当該信託業務に関連するものを営むことができる（同条2項、信託業規則28条）。</p> <p>II. 信託兼営金融機関の信託業務</p> <p>信託兼営金融機関は、信託業および以下の業務（「信託業務」）を営むことができる（信託兼営法1条1項）。</p> <p>① 信託契約代理業</p> <p>② 信託受益権売買等業務</p> <p>③ 財産の管理（業務方法書に定める信託財産の種類・管理方法と同じものに限る）</p> <p>④ 財産に関する遺言の執行</p> <p>⑤ 会計の検査</p> <p>⑥ 財産の取得・処分・貸借に関する代理・媒介</p> <p>⑦ 以下の事項に関する代理事務</p> <p>イ 上記③の財産の管理</p> <p>ロ 財産の整理または清算</p> <p>ハ 債権の取立て</p>

金融商品取引業者	銀 行	信託会社等
<p>に金銭その他の財産を運用する業務（5号の2）</p> <p>⑦ 有価証券またはデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（6号）</p> <p>⑧ その他内閣府令で定める業務（7号）</p> <p>3. 承認業務</p> <p>金融商品取引業者は、以上の付随業務および届出業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる（金商法35条4項、金商業等府令70条）。</p>	<p>④ 当せん金付証券法による宝くじに関する業務</p> <p>⑤ 商品投資事業法に規定されている業務</p> <p>⑥ 確定拠出年金法に規定される業務</p> <p>⑦ 電子記録債権法に規定されている電子債権記録業務</p>	<p>ニ 債務の履行</p>

【注】

- (1) 神田秀樹＝折原誠『信託法講義（第2版）』（弘文堂・2019年）3頁～7頁、14頁～16頁。
- (2) 三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務（6訂版）』（金融財政事情研究会・2015年）319頁；平成5年の金融制度改革以前から信託業務を営む金融機関のうち、三菱UFJ、三井住友、みずほの3信託銀行を信託専門銀行と呼ぶことがある。
- (3) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲（注2）312頁は、「必ずしも、実際に行っている業務内容と、法令上の根拠条文が一目瞭然に一致するというわけではないが、それぞれ、前節で説明した法令上の規定のいずれかを根拠としている。」としている。
- (4) 神田＝折原・前掲（注1）3頁。
- (5) 信託宣言による自己信託は、委託者自ら受託者になる信託で、財産の移転のない特殊な信託であるために特例が設けられており（信託業法50条の2）、ここでの信託取引行為には含まれない。
- (6) 神田＝折原・前掲（注1）265頁。
- (7) 神田＝折原・前掲（注1）267頁。
- (8) 西内彬『特別法コンメンタール 信託業法』（第一法規・1972年）3頁。
- (9) 三井秀範『改正信託業法の概要』（信託221号・2005年）49頁・50頁（注5）は、改正信託業法2条1項の信託業の定義は、「【旧】信託法6条において『信託ノ引受ハ営業トシテ之ヲ為ストキハ之ヲ商行為トス』、同法41条において『信託事務ハ営業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外』とされ、信託業の本質が信託の引受けを行うことであるとされていることを踏まえたものである」とし、その上で、「信託とは『財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル（【旧】信託法第1条）』ことをいうことから、信託の引受けを行うこととは、信託財産の管理又は処分を行うことを当然に包含する」とする（鍵括弧内の【旧】は筆者による）。
- (10) 中田裕康「信託法改正要綱の意義」（信託226号・2006年）13頁。
- (11) このほか、商人の報酬請求権（商法512条）の規定の適用がある場合（信託法54条）に用いられているので、商行為としての信託の引受けに関して商法が適用される場合に用いられている。
- (12) 高橋康文『新しい信託業法』（第一法規・2005年）42頁は、「信託の引受けの意思表示をした者が信託の受託者となり、信託法上の受託者に関する一切の権利義務が生じる。したがって、信託の引受けには、実質的に受託者として信託財産の管理処分を行うことも含まれる。」とする。三井・前掲（注9）50頁（注5）も同趣旨。
- (13) 神田＝折原・前掲（注1）267頁。
- (14) 神田＝折原・前掲（注1）12頁。
- (15) 委託者の信託宣言によって設定される自己信託については、委託者が自ら受託者になるので、信託設定段階での委託者の保護は不要であり、もっぱら受益者の保護が問題となる特殊な信託のために、特例が設けられている（信託業法50条の2）。
- (16) 神田＝折原・前掲（注1）323頁。
- (17) 神田＝折原・前掲（注1）24頁。
- (18) 三井・前掲（注9）36頁、神田秀樹「金融審議会第二部会『信託業のあり方に関する中間報告書』について」（信託215号・2003年）8頁以下。
- (19) 寺本昌広『信託法改正要綱試案』の概要」（信託223号・2005年）5頁・6頁。
- (20) 西内・前掲（注8）17頁では、「併營業務が制限列記の形で規定されているのは、本法制定以前において、いわゆる信託業者によって種々雑多な業務が営まれ、社会的弊害も少なくなかったことにかんがみ、併營業務の範囲を明確にするとともに、経営の基礎を危くするおそれがないものに限り認めることとしたことによる。」としている。

- (21) 西内・前掲（注8）3頁。
- (22) 神田秀樹監修・著、阿部泰久＝小足一寿著『新信託業法のすべて』（金融財政事情研究会・2005年）12頁・13頁〔神田秀樹〕。
- (23) 神田監著・前掲（注22）156頁〔小足一寿〕。
- (24) 高橋・前掲（注12）275頁。
- (25) 神田監著・前掲（注22）156頁〔小足〕。
- (26) 神田監著・前掲（注22）157頁〔小足〕。
- (27) 高橋・前掲（注12）276頁。
- (28) 神田＝折原・前掲（注1）7頁、20頁～27頁。
- (29) 小山嘉昭著『銀行法精義』（金融財政事情研究会・2018年）109頁。
- (30) 折原誠「内外の信託法改正動向とわが国における改正の方向」（信託法研究29号・2004年）13頁～15頁。
- (31) 松尾直彦『金融商品取引業法（第5版）』（商事法務・2018年）392頁。
- (32) 金商業府令69条（その他業務に係る届出）
法第35条3項又は第6項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、当該届出に係る業務の種類並びに当該業務の開始又は廃止の年月日及び理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官に提出しなければならない。
1 当該業務を開始した場合 次に掲げる事項を記載した書類
イ 当該業務の方法
ロ 当該業務の損失の危険の管理方法
ハ 当該業務を行う部署の名称及び人員配置
2 当該業務を廃止した場合 当該業務の廃止に伴う顧客勘定の処理の方法を記載した書面
- (33) 「金融商品取引業者等向けの総合的監督指針」IV-4-2-2（承認）
金商法35条4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。
① 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。
② 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。
③ 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。
④ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されているか。
- ⑤ 当該業務に係る社内規則が整備されているか。
⑥ 申請する金融商品取引業者の自己資本比率規制比率が140%以上となっているか。
- (34) 小山・前掲（注29）169頁・170頁。
- (35) 小山・前掲（注29）171頁。
- (36) 池田唯一＝中島淳一監修『銀行法』（金融財政事情研究会・2017年）122頁。
- (37) 小出卓哉『逐条解説 信託業法』（清文社・2008年）94頁。
- (38) 高橋・前掲（注12）106頁、小出・前掲（注37）94頁。
- (39) 金融庁長官等は、兼業承認申請があった場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
1. 兼業業務が次に掲げるところにより営まれることが見込まれ、信託業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - イ 人員配置その他の兼業業務の執行体制の状況に照らして、兼業業務が信託業務に付随するものになっていること
 - ロ 兼業業務を行う部門と信託業務を営む部門が明確に分離されていること
 - ハ 兼業業務を的確に遂行するための体制が整備されていること
 - ニ 兼業業務の運営に関する法令遵守の体制が整備されていること
 - ホ 兼業業務の運営に関する内部監査および内部検査の体制が整備されていること
 2. 信託業務を的確に遂行するために必要とされる知識および経験と兼業業務を的確に遂行するために必要とされる知識および経験の共通性その他の業務の内容および方法を勘案して、兼業業務が信託業務に関連するものであると認められること。
- (40) 小出・前掲（注37）96頁。
- (41) 小出・前掲（注37）97頁、三井・前掲（注9）41頁。
- (42) 三井・前掲（注9）41頁。
- (43) 高橋・前掲（注12）276頁。
- (44) 信託業法の兼業業務の承認審査基準（信託業法施行規則28条3項）や銀行業の付随業務に関する「主要行向け総合的監督指針」V-3-2(4)「その他の付随業務」とのバランスを考慮すると、このような判断基準が妥当であると考えられる。小山・前掲（注29）169頁・170頁も同趣旨。
- (45) 小山・前掲（注29）169頁は、「銀行の付随業務の範囲は、必ずしも固定的に考えるべきではない。過去

の歴史は、これまで銀行の付随業務がいかに変動し拡大しているかを物語っている。……銀行の付随業務の範囲は、社会経済の変化に伴って、銀行に対して要求される機能に応じ、個別具体的に、かつ柔軟に考慮されるべきである。」とする。

- (46) 旧信託法は民事信託を前提とした強行法規性が強い法律であり、また、旧信託業法はその信託法を前提として、不健全な信託会社を取り締まるための規制色の強い法律であったことから、旧併營業務は、民事信託業に関連する業務を中心に限定列記する形で規定されていた。しかし、信託業法の全面改正により信託業法上の併營業務が廃止され、法定他業と兼業業務に整理されたことから、信託会社の営む業務に多様性と柔軟性が付与されることになった。

一方、旧信託業法の併營業務に関する規定を間接準用していた信託兼営法上の併營業務については、信託業法の全面改正に伴う信託兼営法の一部改正によって規定の仕方が限定列挙から単純列記に変わり、また内容についても拡大する方向で修正されたが、一部改正に止まったことから、新併營業務は依然として財産に関する遺言執行や財産の取得・処分等に関する代理・媒介等の民事信託業に関連する業務が中心になっている。このような事情から商事信託業に関連する業務の例示はないが、商事信託業が信託業の大宗を占めている現状にかんがみれば、業務の多様性・柔軟性を承認する法改正の趣旨からしても、商事信託業に関連する業務は当然に新併營業務に含まれると解される。

- (47) 松尾・前掲（注31）379頁は、付随業務に関して、金商法35条1項「各号列記行為を行ううえで当然行うこととなる事務なども『その他付随業務』に含まれる」とする。
- (48) 不動産関連業務に関しては、不動産投資助言業務や商品投資顧問業務が禁止されているが（信託兼営規則3条1項4号・5号）、この禁止規定が適用されない信託銀行については、これらの業務を営むことができることが法律上明らかにされているということになる。
- (49) 金融商品取引業者（投資運用業者）に認められる金融商品取引業の付随業務については、有価証券に関する情報の提供または助言（金商法35条1項8号）、他の金融商品取引業者等の業務の代理（同項9号）、他の事業者の経営に関する相談（同項12号）などがある（松尾・前掲（注31）352頁）。さらに、例えば、

投資ファンドについては、投資先への自己の役職員や第三者の派遣、投資先の取締役会その他の重要な会議への出席、株主提案権の行使や委任状の勧誘などを行う行為は、付随業務に該当するとされる（松尾・前掲（注31）355頁）。

銀行に認められる銀行業の付随業務については、「主要行等向けの総合的な監督指針」（V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い）において、「(1)銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も『その他の付随業務』に該当する。

（注1）これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせずに単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も『その他の付随業務』に含まれる。

（注2）個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も『その他の付随業務』に含まれる。」とされている。

- (50) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲（注2）392頁～396頁、日本トラスティ・サービス信託銀行編著『THE資産管理専門銀行（第4版）』（金融財政事情研究会・2018年）第1編第7章・第8章。
- (51) 三井・前掲（注9）49頁。
- (52) 三井・前掲（注9）41頁。
- (53) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲（注2）785頁は、証券代行業務の法的構成について、株主名簿管理人の事務である名義書換は発行会社の株主に対する義務であり、これを行うことは発行会社の株主に対する義務の履行であるから、信託銀行がこれを行うことは「債務の履行に関する代理事務」（信託兼営法1条1項7号ニ）に該当すると解している。しかし、この解釈では、名義書換業務しか含まれないようにも思えるので、株主名簿管理人業務全体をカバーするためには、有価証券（株式）の信託に関連する業務として捉えるべきであると考え（強いて根拠条文をあげるとすれば、財産の管理（信託兼営法1条1項3号）とその代理事務（同項7号イ）ということになるか）。
- (54) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲（注2）787頁～790頁。
- (55) 三菱UFJ信託銀行編著・前掲（注2）781頁・782頁。
- (56) 神田＝折原・前掲（注1）335頁～339頁参照。

（かんだ・ひでき、おりはら・まこと）